

うきは市協働のまちづくり基本条例 解説

平成 19 年 3 月

うきは市協働のまちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第2条）

第2章 基本原則（第3条 - 第6条）

第3章 市民の権利（第7条 - 第11条）

第4章 役割と責務（第12条 - 第15条）

第5章 情報の共有化（第16条 - 第18条）

第6章 交流と連携（第19条 - 第21条）

第7章 総合計画（第22条 - 第24条）

第8章 条例の位置付け（第25条 - 第27条）

附則

前 文

私たちの愛するうきは市は、美しいやまなみの耳納連山と雄大な流れの筑後川に抱かれた、水と緑のふる里です。豊かな水の恵みに育まれて、先人たちは互いに支え合い自然と共存しながら、さまざまな歴史と文化を創りあげてきました。こうした人と人、人と自然とのつながりを大切にする心が豊かな暮らしを生み、温もりと人情のあふれるまちを築いてきたのです。

私たちうきは市民は、このようなかけがえのない宝物を、未来を担う子どもたちへ、ありのままに受け伝えながら、誰もが幸せを感じる心豊かなうきは市を創らなければなりません。そのために、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主役となり、自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指し、ここに協働のまちづくり基本条例を定めます。

【解説】

この条例は、うきは市における自治の基本となる条例であり、市の最高規範として位置づけられるものです。憲法を始め、基本法と言われるような重要な法律には前文が置かれているように、この条例においても、条例制定の理念を強調するため前文を置き、制定にあたっての背景や基本的な考え方を述べています。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、うきは市の自治に関する基本的事項を定め、まちづくりにおける市民の権利や市民と市それぞれの役割と責務を明らかにすることにより、協働のまちづくりを実現していくことを目的とする。

【解説】

ここでは、何のためにこの条例をつくるのかを述べています。

この条例は、うきは市の自治を進める上で基本とすべきことを定めています。すべての市民と市がこの条例を理解し、そして実践することにより、市民と市による「協働のまちづくり」を実現することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 市民 うきは市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり うきは市の創造のために必要な計画や活動をいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれに果たすべき役割と責務を自覚し、互いに協力し合うことをいう。
- (4) コミュニティ 地域性や生活形態等を基盤として形成された多様なつながりであり、市民が主体性をもって活動する集団及び組織をいう。
- (5) 参加 まちづくりに市民が主体的に関わることをいう。

【解説】

この条例に使われる用語の内、認識を共通にしておく必要がある、重要な用語に限って定義しています。

(1) 協働のまちづくりを実現していくにあたって、うきは市に住む人だけでなく、市内の企業や学校に通勤、通学する人、さらには、市内で活動するNPO等の団体、事業等を営む企業等の協力も不可欠と考えます。地方自治法第10条で定める住民に限らず、幅広く市民を定義しています。

地方自治法第10条：市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

(4) コミュニティとは、校区公民館組織や地区公民館(公民館分館)等の「地域コミュニティ」に限らず、PTAや会社の同僚、子どもの学校のつながり、同窓会等々、活動内容や目的によって人が結びつく「テーマ型コミュニティ」を含め、広い意味で捉えています。

(5) 市が実施する施策等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することを意味する「参画」を包含しています。

第2章 基本原則

(市民の権利)

第3条 すべての市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

【解説】

市民がまちづくりに参加する権利を、協働のまちづくりの最も重要な基本原則として位置づけています。性別や年齢、国籍、その他さまざまな心身の状況や社会的立場に関わらず、すべての市民が常に対等な立場でまちづくりに参加できることを保障しています。

(役割と責務)

第4条 市民と市は、まちづくりにおいて、それぞれの役割と責務を自覚し、積極的に活動していくことを基本としなければならない。

【解説】

権利を主張するだけでは、協働のまちづくりは実現できません。当然自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。市民と行政それぞれが、まちづくりにおける役割と果たすべき責任を分担し、お互いに協力し合ってまちづくりに関わることを基本原則に位置づけています。

(情報の共有化)

第5条 市民と市は、まちづくりにおいて、情報を共有することを基本としなければならない。

【解説】

市民が自ら考えまちづくりに参加するためには、情報の共有が必要不可欠です。また、市民と市の信頼関係を築く上でも、情報の共有は前提条件となるものであり、基本原則に位置づけています。ただし、情報の共有は、市からの一方的な情報提供だけを意味するものではありません。まちづくりを進めていく上での市民相互の情報発信や情報共有も大切になってきます。

(交流と連携)

第6条 市民と市は、まちづくりにおいて、世代や地域を超えた交流と連携を推進していくことを基本としなければならない。

【解説】

地方分権の進展により、地方自治体には主体性や独自性が求められています。まちづくりの主役となる市民及び行政は、さまざまな交流と連携を通して、まちづくりの担い手としての力を涵養することが大切であり、これを基本原則に位置づけています。

うきは市においても、市民の価値観の多様化や少子高齢化、核家族化等、新しい時代の流れの中で、これまで培われてきた地域のまとまりが崩れかけているように感じます。地域の住民同士が世代を超えて助け合うことが、今また求められています。

第3章 市民の権利

【解説】

基本原則 第3条（市民の権利）に定める、「市民がまちづくりに参加する権利」を保障するため必要な事項をこの章に位置づけています。

（まちづくりへの参加）

第7条 すべての市民は、互いの人権を尊重し、それぞれの立場でまちづくりに参加できるよう配慮しなければならない。

【解説】

市民の生活環境や関心ごと、期待を寄せるものなどはそれぞれに異なります。まちづくりに参加する権利を行使するにあたっては、すべての市民がさまざまな形でまちづくりに参加できるよう、互いの人権を尊重し合い参加の機会や情報の提供などの配慮を怠ってはなりません。

（学習の権利）

第8条 すべての市民は、まちづくりに関して自ら思考し行動するために、学習する権利を有する。

【解説】

市民は、必要な情報を確保するための「情報を知る権利」とともに、得られた情報を活用して、自らがどのようにまちづくりに関わっていくかを学ぶための「学習の権利」を有しています。当然、市は市民の学習の権利を保障するため、学習機会の提供に努めなければなりません。

（委員の公募）

第9条 市は、まちづくりに関する審議会や委員会等に、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

【解説】

市民がまちづくりに参加する一つの手法として、まちづくりに関する審議会や委員会等に公募の委員を加えることを定めています。ただし、法令等によるあて職の場合などで公募を実施することができない場合や、性質上公募になじまない場合も考えられることから努力規定として定め

ています。公募委員が全委員に占める割合を一律に規定するものではありません。

（青少年の参加）

第10条 市民と市は、青少年がそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加できるよう配慮しなければならない。

【解説】

青少年の意見も市の重要な財産であり、それぞれの年齢に応じた形で、まちづくりに参加できることが好ましいと考えます。まちづくりに参加する権利は、第3条の「すべての市民」に青少年も含まれていますが、ここでは周囲の大人たちが、さまざまな機会において青少年が意見を述べたり、参加できるような配慮をしなければならないことを定めています。

青少年の定義は、法により異なりますが、ここでは小学生から20歳未満の参政権がない青年層までと捉えています。

（まちづくり活動の推進）

第11条 市は、市民による自主自立的なまちづくり活動に対する支援に努めるとともに、その活動を尊重しなければならない。

【解説】

市は、市民による自主自立的なまちづくり活動に対して、公共の福祉（社会一般の利益）に反しない限り、これを尊重しなければなりません。同時に、まちづくり活動団体及び個人の活動状況の把握に努めるとともに、活動団体・市民のネットワーク化を進めるなど必要な支援に努めることが必要です。決して、根拠のない制限を加えたり、威圧的に関与するなど、不当な扱いをしてはなりません。

第4章 役割と責務

(市民の役割と責務)

第12条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任において積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

【解説】

自治の推進においては、自己決定・自己責任の考え方が基本です。市民は、まちづくりに参加する権利を有すると同時に、それに対する責務を有しています。

ここでは、市民自らが自治の主体・まちづくりの担い手であることを自覚し、自分の発言や行動に責任をもってまちづくりに参加することについて、市民が主体的に果たすべき責務として定めています。

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、その役割を自覚し、市民の意思が適切に市政に反映されるよう活動しなければならない。

2 議員は、常に市民の代表者としての品格と倫理を重んじ、自己研鑽に努めるとともに、自らの活動を積極的に市民に公開するよう努めなければならない。

【解説】

1 自主・自立の自治体運営が望まれる中、自治体の意思決定機関(議決機関)である市議会の果たす役割はますます重要になります。適正に市政運営が行われているかどうかを絶えず監視・チェック・けん制し、市民の意思を適切に市政に反映していかなければなりません。

【参考】議会の権限

議決権(地方自治法第96条)

選挙権(同法第97・103・182条)

検閲・検査権及び監査請求権(同法第98条)

意見書提出権(同法第99条)

調査権(同法第100条)

長の不信任議決権(同法第178条)等

2 1項に定めた責務を市議会が果たすために、市議会議員は市民の代表者として、日常からその品格(人に自然にそなわっている人格的価値。)と倫理(人として守るべき道。道徳。モラル。)

を重んじ、政策立案や調査監視機能など自己研鑽の涵養に努めることが必要です。選挙時の支持者や地元地区の意見などに偏った判断ではなく、幅広い市民全体の意思を代表する役割を担うことが求められています。

また、市民の信託に応えるため、議会活動に関する自らの活動状況等を、様々な機会を通して市民に説明・報告していくことが必要です。ただし、その方法や形態は、議員個人によって異なるものであり、一律に定めるものではありません。

（市長の役割と責務）

- 第14条** 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、公正かつ誠実に職務を執行しなければならない。
- 2 市長は、執行機関の長として、この条例の理念を尊重し、協働のまちづくりを推進するよう必要な措置を講じなければならない。

【解説】

1 地方分権一括法の施行により、国と地方の関係は上下・主従から対等・協力へと改められ、地方自治体にはこれまで以上に主体性と独自性をもった自治が求められています。

自治体の代表者である市長には、大きな権限を与えられています。市民の信託を裏切ることのないよう、市政の代表者として公正かつ誠実に職務を執行する責任を有しています。

2 執行機関の長である市長は、この条例の理念を尊重して協働のまちづくりを推進することが大きな役割といえます。そのために、情報公開やパブリックコメント、行政評価システム、市民提案制度、審議会等委員公募制などの必要な措置を講じる必要があります。

また、条例の理念実現を確かなものとするため、就任時において、この条例にのっとり公正かつ誠実に職務に執行することを、市長が公の場で宣誓することも一つの有効な手段と考えられます。

（市職員の役割と責務）

- 第15条** 市職員は、公務員として自己啓発に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
- 2 市職員は、まちづくりにおける市民との連携に努めるとともに、自らも一市民として、まちづくりに積極的に参加しなければならない。

【解説】

1 市職員は、行政マンとしてのプロ意識をもって、自ら知識や技能の向上に努めなければなり

ません。慣例に流されることなく、創意工夫で問題解決を図る姿勢が重要です。

また、常に市民本位の立場に立って、誠実かつ効率的に職務を遂行し、市民の信頼に足りうる職員でなければなりません。

2 市職員は、市民と市のパイプ役として、市民主体のまちづくりを進めるための役割を担っています。また、自らも一市民として、積極的に地域やまちづくり団体等に関わり、市民との信頼を築いていかなければなりません。

第5章 情報の共有化

(情報の公開)

第16条 市は、まちづくりに関する市民の知る権利を保障し、必要な情報を積極的に市民に公開しなければならない。

【解説】

情報の公開は、市民の「情報を知る権利」を保障するとともに、市民が「まちづくりに参加する権利」を行使するための前提条件です。協働のまちづくりを進めていく上で、公開が可能な情報は積極的に、またタイムリー（適時）に市民に公開していくことが必要になります。

当然、公開にあたっては「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の保護に配慮しなければなりません。

(意思決定の明確化)

第17条 市は、まちづくりに関する施策の内容や政策決定の過程を、市民に明らかにするよう努めなければならない。

【解説】

市は、市民との協働のまちづくりを進める上で、行政運営の透明性を確保することが必要です。施策の内容とともに、「どのような経過を踏まえ」「いつ、どのような理由から判断したか」といった政策決定の過程を、市民にわかりやすく説明していくことを求めています。

(市民からの提言)

第18条 市は、市民の意見や提言等がまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

【解説】

市民の意見・提言などを聴く機会を設け、まちづくりに反映していくことは、協働のまちづくりを進める上での前提条件です。市民の意見を求める代表的な手法が「パブリック・コメント」ですが、これにとどまらず、説明会や座談会など効率的・効果的な手法をもって取り組むことが求められています。

パブリック・コメント：市民生活に重要な影響を及ぼす条例や計画などの策定に際し、事前に案を公表し、それに対する意見を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して決定するとともに、その意見や意見に対する考え方等を公表すること

第6章 交流と連携

(コミュニティの育成と支援)

第19条 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、それを
守り育てるよう努めなければならない。

2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して必要に応じて支援す
ることができる。

【解説】

1 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを十分認識し、コミュニティ
内の人と人とのつながりを深め、これが活性化するように守り育てていかなければなりません。

特に、地域におけるコミュニティ活動は、行政だけでは解決できない地域の多様な課題を、市
との協働を通して解決する最も重要なものです。近年では薄れかけている、地域を構成する人々
の互いに助け合い、支え合う心を培い、再構築していくことが必要になっています。

2 まちづくりの担い手であるコミュニティは、自主・自立の考え方が基本になります。コミ
ュニティ活動に対しては、市の支援を前提とするのではなく、必要に応じて、活動場所の提供、
活動資金の援助、活動に関する情報提供等の支援ができることを定めています。

(交流と連携の促進)

第20条 市民は、まちづくりにおいて、他の市町村との地域間交流や国際交流に努め、そ
こで得た経験や知識をまちづくり活動に反映させなければならない。

2 市は、市民の交流と連携を促進するため、必要に応じて支援することができる。

【解説】

1 他の市町村等との交流は、新しいまちづくりの考え方を学習する機会であると同時に、自分
たちの地域の良さを再認識する学習の場でもあります。さまざまな交流を通して得られた経験や
知識を有意義にまちづくりに活用し、地域の活性化につなげていくことが求められています。

2 1項の市民の交流・連携を促進するため、必要に応じて市は支援ができることを定めていま
す。市では、現在もふるさと創生基金を活用した地域活性化のための個性あるまちづくり事業や
人材育成事業に助成を行っています。

(広域行政の推進)

第21条 市は、長期的かつ総合的な視点から、まちづくりに関する共通課題について、他の自治体や国と相互に連携を推進するよう努めなければならない。

【解説】

地方自治体の役割と責任が増大する中で、個々の自治体だけでは対応できない課題も今後ますます増えていくことが考えられます。近隣自治体との連携の必要性は、一層高まっています。

また、近隣自治体との連携のみならず、多様な分野における広域的な他の自治体との連携及び国際交流を通して、市の活力を維持・発展させ、個性的で魅力ある地域づくりを進めていかなければなりません。

第7章 総合計画

(総合計画の策定)

第22条 市は、この条例の理念や規定に従って総合計画を策定し、その内容をわかりやすく市民に説明しなければならない。

【解説】

総合計画は、市が定める計画の中で最上位の計画であり、当然のこととして、市の最高規範をもった本条例の理念や規定に沿って定められなければなりません。また、その内容については、地区懇談会等を通して、わかりやすく市民に説明していく必要があります。

総合計画：地方自治法に基づき市議会の議決を経て定められる基本構想と、これを具現化するための基本計画、さらに毎年度の予算の先導的な役割を果たす実施計画で構成される、市の最上位の計画。

(総合計画の実施)

第23条 市は、総合計画の実施にあたって広く市民の参加を求め、計画の進捗状況を適切に管理するよう努めなければならない。

【解説】

市は、総合計画に基づいて実施する施策等について、広く市民の参加を求める機会を設け、協働のまちづくりを実践することが必要です。また、総合計画の策定だけにとどまらず、計画の目標達成のため、適切な進行管理に努めなければなりません。

(総合計画の評価)

第24条 市は、総合計画の評価にあたって広く市民の参加を求め、客観的な評価に努めなければならない。

【解説】

市民満足度の高い行政サービスを効率的に提供するため、総合計画の評価にあたっては、市民の意見を取り入れた客観的な評価に努め、評価で得られた結果を、事務事業の改善につなげていくことが重要です。

第8章 条例の位置付け

(最高規範性)

第25条 この条例は、住民自治に関する基本条例であり、他の条例や規則等を制定及び改廃する場合には、この条例の理念や規定を最大限に尊重しなければならない。

【解説】

一般的に、まちづくり基本条例(自治基本条例)は、自主・自立の自治体運営を支える基本的な理念や仕組みを定めた自治体の最高規範で、「まち(自治体)の憲法」と位置づけられています。

どの条例も規範としての効力は同一で上下はありませんが、「他の条例・規則等を制定、改廃する場合に、この条例を最大限尊重しなければならない」と定めることで、最高規範性を表しています。

(条例等の体系化)

第26条 市は、この条例の理念や規定に従って、他の条例や規則等を体系的に整備するよう努めなければならない。

【解説】

他の条例・規則等は、最高規範性をもったこの条例にのっとり、体系的に構築されることが必要です。そのため、既存の条例・規則の中で、この条例に反する内容のものがあれば、速やかに改正する必要があります。

(条例の見直し)

第27条 市は、この条例の制定後、5年を超えない期間ごとに条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 この条例を見直す場合には、市民から公募された委員による事前の検討を行い、その内容は市民の意見が反映されたものでなければならない。

【解説】

1 「5年を超えない期間」とは、最大5年までということで、2年目でも、3年目でも見直しが可能であることを意味しています。時代の変化や社会情勢によって条例が形骸化することを防止するとともに、市職員や市民に5年を超えない期間ごとにこの条例の意義を喚起し、協働のま

ちづくりを実現する意識を持ち続けるために定めます。

2 この条例は、公募の市民委員が度重なる議論を踏まえ、また、市民や市議会議員等の多くの声を聴きながら、素案づくりから手作りで策定していったものです。条例を見直す場合においても、行政だけで検討すべきではなく、今回の策定方法と同様に公募の市民委員を含めて検討しなければなりません。